

愛知医療学院短期大学における競争的資金等に係る不正防止計画

「愛知医療学院短期大学における競争的資金等に係る不正防止計画」に基づき、競争的資金等の不正使用を発生させる要因を把握し、適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目	不正発生要因	不正防止計画	主な関連部署
1.機関内の責任体系の明確化			
責任と権限の体系の明確化	研究費が研究者個人に配分されるため、機関としての責任体系が曖昧になる。	・機関内の管理・責任体制及び「公的研究費の運営・管理に関する調査委員会に関する規程」、「科学研究費補助金の運営・管理に関する規程」を本学ホームページで公表し、責任体制を学内外へ周知する。また、年に2回教職員を対象とした説明会を開催する。	法人本部 教育研究推進課
2.適正な運営・管理の基礎となる環境の整備			
ルールの明確化・統一化	研究者・事務担当者の使用ルールの理解不足による誤った運用がなされる。	・ルールの明確化、必ずルール規程等に従って適切に運用する。常にルール等を検証し、必要に応じて改め、全教職員に周知する	法人本部 教育研究推進課
環境の整備	コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	・教職員の意識向上を目的とした説明会を年に2回実施する。研究者・実務担当者等への説明会の周知については、教職員連絡会を通じて出席を促す。	法人本部 教育研究推進課
3.研究費の適正な運営・管理活動			
予算の執行状況の把握	予算執行が競争的資金に限らず年度末に集中する傾向が強いため、経理管理が十分に行えない状況となる。	・管理運営課より予算執行状況を定期的に連絡し、研究者自身による執行状況の確認と確認の促進を図る。 ・教育研究推進課は、定期的に執行状況を確認し、執行が進んでいない場合、研究者へ執行を促し、問題がある時は、改善を求める。	法人本部 教育研究推進課 管理運営課
発注・検収体制	研究者による発注・検収を行うことにより、業者との癒着等の不正が生じやすくなる。 検収対象物品を備品・消耗品に限ると、それ以外の物品等において不正が発生しやすくなり、また検収対象資金を競争的資金に限ると、競争的資金以外の資金において、不正が発生しやすくなる。	・発注前に「科学研究費補助金支出伺」の提出を求めることで、予算執行の妥当を検証する。 ・研究者の発注は基本認めていない。ただし、特別な理由があり、研究者自ら発注した場合又立替払いを行った場合は、法人本部で納品確認を行う。 ・本学の「個人研究費執行要領」に準じて運用する。 ・検収担当者が納品書と現物を全て突合し、検収印を押印する。	法人本部 教育研究推進課
旅費	出張日程の事実確認が不十分になる。	・事前に「科学研究費補助金支出伺」の提出を求める。 ・本学の「職員の旅費に関する規定」に準じて運用する。 ・本学の「個人研究費執行要領」に準じて運用する。	教育研究推進課
雇用(アルバイト等)	勤務実態の把握が不十分になる。	・事前に「科学研究費補助金支出伺」の提出を求める。 ・本学の「個人研究費執行要領」に準ずる。 ・雇用契約等において勤務内容、勤務時間を明確にして、研究機関による面接の上で手続きを行う。	法人本部 教育研究推進課
謝金	謝金の支出にあたって、その裏づけ資料が確認できない。	・事前に「科学研究費補助金支出伺」の提出を求め、妥当性をチェックする。 ・本学の「個人研究費執行要領」「謝金規程」に準ずる。	法人本部 教育研究推進課
会議費	会議費の支出にあたって、その裏づけ資料が確認できない。	・事前に「科学研究費補助金支出伺」の提出を求め、妥当性を検証する。	教育研究推進課
4.情報の伝達を確保する体制の確立			
情報伝達体制の確立	相談窓口・告発通報窓口がわからない。	・本学ホームページで公表すると共に、説明会等でも周知を徹底する。	法人本部 教育研究推進課
5.モニタリングの在り方			
モニタリングの在り方	国等の制度変更等により、本学の整備した競争的資金の管理・監査体制及び不正防止計画とに不一致が生じる。	・研究費適正運営管理委員会において、管理・監査体制や不正防止計画の適切性を年に1回以上確認し、必要に応じて見直し、常に国等の制度と一致させる。	研究費適正運営管理委員会
モニタリング体制の強化	外部資金に対する内部監査が不十分になる。	・機関全体のモニタリング及び監査体制の充実を図る。	内部監査